

地域産学官共同研究拠点整備事業
基本方針
(改訂案)

平成 21 年 7 月 30 日

産学官イノベーション創出拠点推進委員会

<目 次>

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
2. 本事業の意義・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
3. 本事業の拠点の活動・・・・・・・・・・P. 2
4. 本事業の基本骨格・・・・・・・・・・P. 2
5. 地域の構想・計画・・・・・・・・・・P. 4
6. 拠点の運営・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
7. 地域拠点ネットワークの構築・・・・・・・・P. 7
8. 府省を越えた国の連携・・・・・・・・P. 8
9. むすび・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8

参考資料1：産学官イノベーション創出拠点推進委員会の開催日・・・P. 9

参考資料2：産学官イノベーション創出拠点推進委員会 委員名簿・・・P. 10

1. はじめに

「地域産学官共同研究拠点整備事業」（以下、「本事業」という。）は、経済対策として、地域産学官連携の取組みを加速するため、平成 21 年度の補正予算として認められたものである。

本事業を担う独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に設置された産学官イノベーション創出拠点推進委員会（以下、「本委員会」という。）は、本事業が効果的、効率的に推進され、真に地域のイノベーション創出につながるものになるように本基本方針を策定した。

2. 本事業の意義

政府は平成 20 年 12 月に改訂した「地方再生戦略」（地域活性化総合本部会合）において、地方再生に向けて地域と大学等の連携等を通じ、地域での産学官連携を推進することを重要な取組みとしている。

また、総合科学技術会議は、平成 20 年 5 月に示した「科学技術による地域活性化戦略」の中で、地域における産学官連携の科学技術の振興による地域経済の活性化を図るためには、国は地域主体の取組みを支援するための基盤整備に取り組むことが重要であるとしている。現在まで地域における産学官連携の取組みについては、様々な施策が講じられてきているが、地域の特徴を活かした地域自身の構想・計画に基づいた産学官連携の拠点の活動という面では必ずしも十分でないとも指摘されており、これを本事業により我が国全体で取り組むことには大きな意義がある。

このような意味で本事業の根幹は、あくまで地域における自主的な産学官連携の活動の構想・計画を基本とし、そのための拠点を整備することにある。

これにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図り、地域が

直面している経済等の困難を打破する一助となることが期待される。

3. 本事業の拠点の活動

本事業は、~~例えば次に示すような活動で~~地域における産学官連携の総合的な取組みを加速することにより、地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するとともに、地域における関連人材の育成や研究成果の~~地域企業~~への展開を図ることを目指すものである。

本事業の拠点においては、**地域における強固な産学官連携のシステムの下で**、例えば次に示すような産学官連携の共同研究や人材育成などの機能を含めた構想が期待される。

- ① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施
- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 装置等の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学官連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

4. 本事業の基本骨格

(1) 地域の主体性

本事業は、地域の自治体、**大学等の教育・研究機関**（高等専門学校等の~~教育・研究機関~~を含む。**以下、「大学等」という。**）と産業界が密接に連携して、地域の特徴を活かした産学官連携の活動とその拠点の構想・計画を作ることが基点である。地域の強みをさらに伸ばす産学官連携の

活動の成果が地域の数年後、10年後、20年後さらにはその後の発展に結びついていくような拠点を継続的に活用していくビジネスモデルとしての計画を組み立てることが必要である。この際、地域において従来から様々な形で検討されてきた産学官連携の活動のアイデアを本事業によって実現するという取組みも重要である。

また、そのための真摯な検討も地域の将来を見据える上で重要であり、さらには拠点運営の段階においても、このような検討は継続していくことが期待される。

なお、本事業の地域としては、基本的には、都道府県の単位が想定されるが、近隣の都道府県が連携する広域圏の取組みにも大きな意義がある。

(2) 地域と JST の共同事業

本事業は地域の構想・計画を基本とした地域と JST の共同事業として進められるものである。

地域は、構想・計画の策定に加え、

- ① 拠点を整備するための土地を提供すること
- ② 経費を含め拠点を運用する主体となること

に責任を有する。

また、JST は、

- ① 拠点の建物の建設（設計を含む）と研究設備の整備を行うこと
- ② 建物を所有すること

について責任を有する。

(3) 拠点整備の形態

本事業の拠点整備の形態は、地域における様々な状況に対応できるようにするため、

- ① 新築
- ② 増築
- ③ 合築

のいずれも可能とする。

なお、地域の拠点の構想・計画を実現する上で、既に産学官連携拠点として適当な建屋はあり、研究設備の充実強化が求められる場合には、研究設備だけに対して JST が整備することもあり得るものとする。

(4) 拠点整備の規模

上記(3)を勘案し、拠点整備の規模としては、30億円程度を上限とし、20数億円程度から10数億円程度、数億円程度までの規模のものが考えられる。本事業の全体予算(695億円)の中で採択された地域の構想・計画に対して、これらの規模の資金を適切に割り当てることとなる。

5. 地域の構想・計画

(1) 地域からの提案

本事業は、真にイノベーション創出につながる地域の構想・計画を実現するため、JSTが地域に対して公募を行い、本委員会とは別に設けられる審査委員会で厳正に審査した上で、推進すべきものが採択される仕組みがとられる。

地域からの構想・提案については、次のようなことが求められる。

- ① 1つの都道府県からの1つの提案とする。その際、域内の政令指定都市とは事前に十分協議する。
- ② 近隣の都道府県が連携して1つの提案を出すことも広域の連携の観点から有意義と考えられるので、これも可能とする。その際はとりまとめを担う主体となる都道府県を特定する。

- ③ 地域からの提案は、地域の産学官連携の活動を確保する上から、都道府県知事、拠点整備と関連する大学等の~~教育・研究機関の長~~及び産業界代表者等の連名によるものとする。この三者の中から、拠点の長期的・継続的運営の中心的な責任を担うという観点から、基本的には都道府県知事が代表者として特定される。ただし、地域の個別の事情により、それ以外の者が代表者として特定されることもあり得るものとする。

(2) 構想・計画の提案に必要な内容

地域による構想・計画の策定においては、~~拠点を継続的・発展的に運営していくための事業~~運営体制や運営資金等についての的確な計画が立てられることが肝要である。

この計画は、運営開始段階のみならず、少なくとも運営開始後 10 年間程度の見通しを含めたものが求められる。

本事業の趣旨に照らし、地域からの拠点の構想・計画には次のような内容が含まれる必要がある。

- ① 明確な目的があること
- ② 運営開始後の~~少なくとも10年間程度~~数年後及び10年後を見通した明確な目標が設定されること
- ③ ~~上記②の目標を達成するための~~ビジネスモデルとしての明確な活動計画が策定されること
- ④ 地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけが明確であること
- ⑤ 拠点における活動により地域のイノベーション創出につながる明確な成果や効果が予測されること
- ⑥ ~~事業運営委員会の設置等により~~明確な事業運営体制（~~運営委員会の設置等~~）主体が整備確立されること

- ⑦ 明確な施設の管理体制が作られること
- ⑧ 大学敷地内やその近傍又はその他拠点活動に最も適した場所における土地の提供がなされること（拠点の建物を建設する場合）
- ⑨ 運営資金面での~~明確かつ~~確実的確な計画が立てられること
- ⑩ 活動計画に沿った明確な施設・設備の整備計画が立てられること

（3）拠点の構想・計画の採択の基本

上記（2）の内容の地域からの提案に対して、明確な目的・目標の下に、産学官連携の活動計画による研究活動、関係人材の交流・育成等により真に地域のイノベーション創出につながっていくように持続的に発展していくとともに、本拠点の設置により地域の産学官連携が従来より大きく発展する計画であるものを採択していくことが基本となる。

6. 拠点の運営

（1）地域の事業運営委員会

地域の事業運営体制については、責任ある事業運営主体の確立が前提であるが、加えて、産学官連携の事業運営方針を明確にすることが重要である。このため、~~地域全般にわたる産学官連携による~~上記「5. 地域の構想・計画（1）地域からの提案」の③で特定される本事業の提案の代表者が中核となり、都道府県自治体、拠点整備と関連する大学等、産業界等から構成される事業運営委員会が設置され、~~その検討・審議の中~~⇨地域の産学官連携活動における拠点の位置づけを含めた拠点の事業運営主体の確立や事業運営方針を含めた事業運営計画が策定されることが求められる。

(2) 地域を越えた連携

本拠点は、当該地域における産学官連携が基本ではあるが、活動をより活性化するために地域を越えた連携も求められることがある。そのような場合には、地域自身による努力のみならず、下記 7. に示す地域拠点ネットワークを核として、国や JST が積極的に支援することも重要である。

(3) 拠点の運営のフォローアップ

本委員会は、拠点の運営開始後も適宜その運営状況を把握し、地域や JST のみならず、国に対しても必要な助言や提言を行っていくものとする。
それを受け、地域、JST 又は国は、本事業の発展のために適切な対応をしていくことが求められる。

7. 地域拠点ネットワークの構築

本事業が全国規模で実施されるものであることから、産学官連携活動全般の活動を一層強化するため、本事業による地域の産学官連携の拠点を中核とした地域拠点ネットワークを構築することにより、

- ① 地域を越えた連携の推進を図ること
- ② 様々な地域産学官連携データベースの構築とその活用による活性化を図ること
- ③ 最新の関連情報の交換が日本全国の間でなされること

などを推進していくことが求められる。

地域拠点ネットワークの構築に当たっては、まず地域内においてネットワークを構築することが重要である。

また、このネットワークは、国や JST ~~が中心となり~~と地域の~~が~~協力を~~得~~して構築していくべきものである。

8. 府省を越えた国の連携

本事業は JST の事業であるが、産学官連携推進を~~実施している~~推進する文部科学省と、経済産業省など等国が府省を越えて連携して取り組んでいくべきものである。

国は科学技術による地域活性化を推進していく際、本事業の拠点やその拠点を核とした地域拠点ネットワークの活用を視野に入れて産学官連携事業に取り組むべきである。

9. むすび

本事業が真に地域のイノベーション創出につながるものとなるためには、地域の主体的な取組みを基礎として、文部科学省、経済産業省等の各省や JST 等の関係法人が地域と密接な連携をとり、我が国全体としての地域の産学官連携の強固なネットワークの中で、拠点活動が持続的に発展していくことが必要である。そのための関係各者の真剣な取組みにより、我が国の発展につながる科学技術を駆動力とした地域の経済活性化を図っていかなければならない。

< 参考資料 1 >

○ 産学官イノベーション創出拠点推進委員会の開催日

第 1 回：平成 21 年 6 月 18 日（木）

第 2 回：平成 21 年 7 月 8 日（水）

第 3 回：平成 21 年 7 月 30 日（木）

○ 産学官イノベーション創出拠点推進委員会 委員名簿

氏名	所属先
有馬 朗人(委員長)	(財)日本科学技術振興財団会長
麻生 渡	福岡県知事
井村 裕夫	(財)先端医療振興財団理事長
宇佐美 暢子	北海道新聞社東京支社長
占部 浩一郎	(独)中小企業基盤整備機構理事
遠藤 正彦	弘前大学学長
梶山 千里	(独)日本学生支援機構理事長
木瀬 照雄	TOTO 株式会社代表取締役会長(兼)取締役会議長
古谷 堯彦	大分合同新聞社常務取締役
近藤 正幸	横浜国立大学大学院教授
齊藤 紀彦	(財)大阪科学技術センター会長
佐久間 健人	高知工科大学学長
高橋 はるみ	北海道知事
筒井 宣政	株式会社東海メディカルプロダクツ代表取締役
中島 基善	ナカシマプロペラ株式会社代表取締役社長
西川 一誠	福井県知事
林 勇二郎	(独)国立高等専門学校機構理事長
原山 優子	東北大学大学院教授
本目 精吾	日本商工会議所産業経済委員会委員 株式会社エリオニクス代表取締役社長
松井 利夫	株式会社アルプス技研最高顧問
松浦 正則	株式会社松浦機械製作所取締役会長
松尾 稔	(財)科学技術交流財団理事長
宮城 勉	日本商工会議所常務理事
矢部 彰	(独)産業技術総合研究所理事
吉村 昇	秋田大学学長